

船舶事故調査報告書

平成26年5月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年12月1日の朝方～同日18時55分ごろの間）
発生場所	不明（島根県隠岐の島町西郷漁港～同町所在の池尻埼灯台から真方位208°280mの池尻埼付近の間）
事故調査の経過	<p>平成25年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{しんせい} 神成丸、0.71トン SN3-15013（漁船登録番号）、個人所有 6.50m(Lr)×1.25m×0.40m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和56年10月12日
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 85歳 旧四級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和51年6月11日 平成17年3月2日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	船底に擦過傷、舵を脱落、機関に濡損
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、さざえのかなぎ漁のため、平成25年12月1日朝方に西郷漁港を出港した。</p> <p>操縦者の家族は、ふだん、正午ごろ帰る操縦者が、夕方になっても帰ってこないで、18時13分ごろ所属する漁業協同組合を通じて海上保安署に通報した。</p> <p>海上保安署及び漁業協同組合は、船舶及び航空機で捜索を行い、僚船が、18時55分ごろ、池尻埼灯台から真方位208°280m付近において、岩場に打ち上げられている本船を発見し、続いて21時49分ごろ本船を発見した場所付近の岩場で横たわっている操縦者を見つけた。</p> <p>操縦者は、車で海上保安署に搬送された。また、本船は、僚船にえい航されて西郷漁港に入港した。</p> <p>操縦者の死因は、溺死であり、死亡推定時刻は、12月1日10時ごろと検案された。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約17.8℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者の健康状態は、良好であった。 操縦者は、発見時、厚手のジャンパー及び雨ガッパのズボンを着用し、ゴム製長靴を履いており、救命胴衣は着用していなかった。 本船に漁獲物はなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事の解析</p>	<p>不明 不明 不明 操縦者は、溺死した。 本船は、12月1日朝方に西郷漁港を出港した後、僚船が、18時55分ごろ池尻埼灯台から真方位208°280mの池尻埼付近の岩場に打ち上げられている本船を発見し、続いて本船を発見した場所付近の岩場で操縦者を発見したので、この間において、操縦者が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 操縦者は、操縦免許証が失効していたので、小型船舶操縦者として乗船してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が西郷漁港を出港した後、操縦者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中においても、救命胴衣の適切な着用を心掛けること。</p>